

平成 30 年度

西東京市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

西東京市監査委員

(写)

31 西監第 75 号
令和元年 8 月 30 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇

西東京市監査委員 小 幡 勝 己

平成 30 年度西東京市健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成 30 年度西東京市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度実質赤字比率
平成 30 年度連結実質赤字比率
平成 30 年度実質公債費比率
平成 30 年度将来負担比率

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 15 日から令和元年 8 月 19 日まで

第 3 監査委員の除斥

本審査においては、監査委員である櫻井勉委員について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の 2 の規定により、除斥して実施した。

第 4 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等を主眼として実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	30 年度	29 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.49
連結実質赤字比率	—	—	16.49
実質公債費比率	0.8	0.1	25.0
将来負担比率	25.2	19.2	350.0

注：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」と表示している。

平成 30 年度西東京市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度下水道事業特別会計資金不足比率

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 15 日から令和元年 8 月 19 日まで

第 3 監査委員の除斥

本審査においては、監査委員である櫻井勉委員について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の 2 の規定により、除斥して実施した。

第 4 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等を主眼として実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

注：資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。